

◆令和2年1月～3月工事事故の状況◆

☆事故件数は「10件」とH31年の3件に比べ大幅に増加。

☆死亡事故の発生はなかった。

☆休業4日以上の事故発生はなかった。

☆公衆災害が「7件」、労働災害が「3件」発生。

⇒ **事故減少に向けて、引き続き安全管理の徹底を！**

※使用している数値は速報値であるため、今後変更となる場合があります。

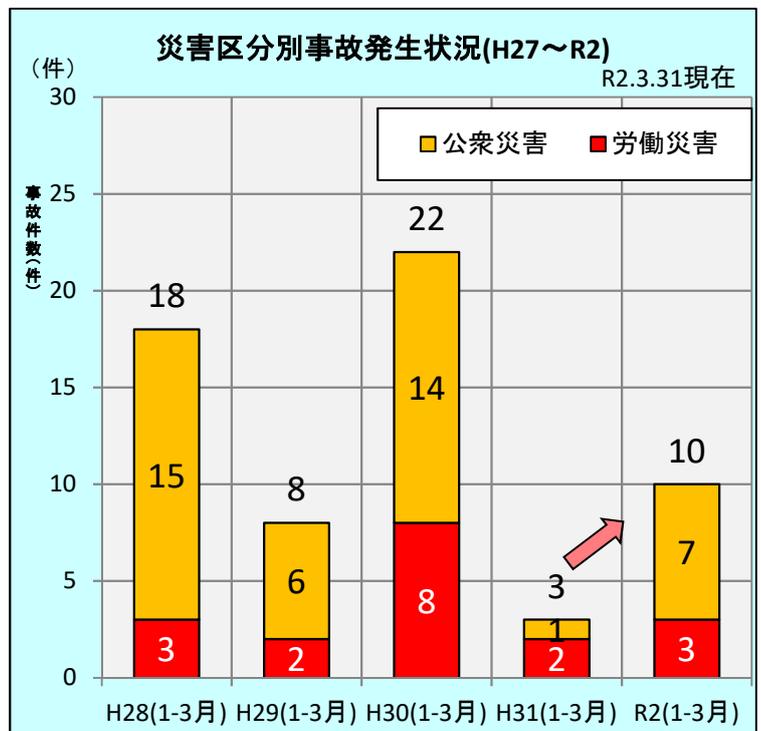
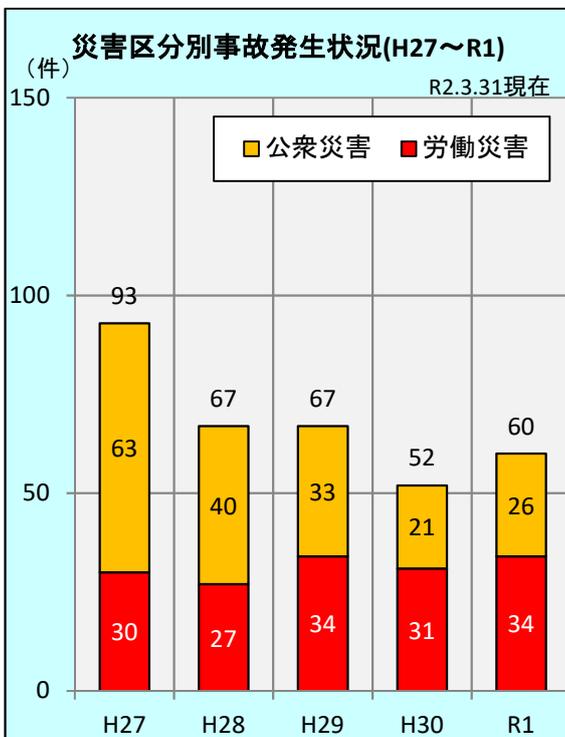
※北陸地方整備局発注の直轄工事を対象としています。

1. 工事事故の発生状況

1) 各年の事故件数の推移

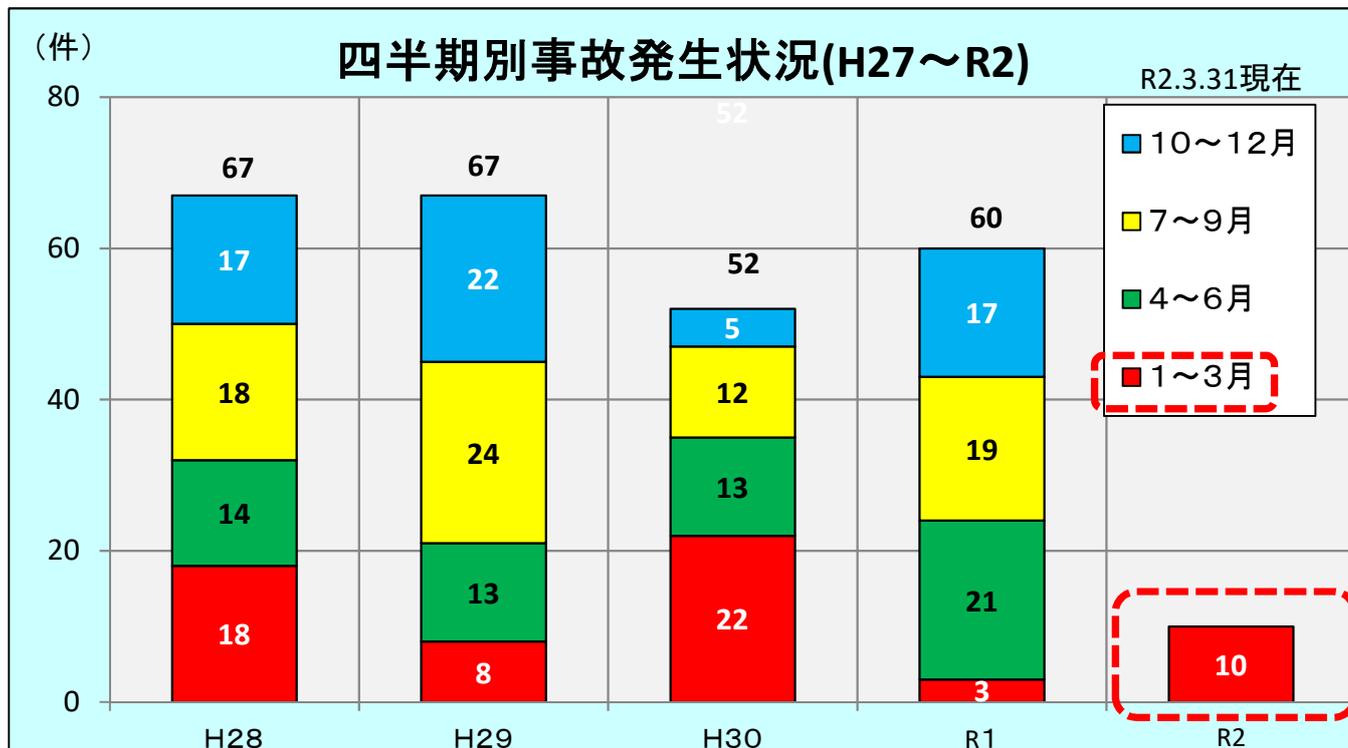
R1年の工事事故件数は60件と過去5年間と比較してやや少ない状況となっています。労働災害は34件と、H30年から3件増加し、公衆災害は26件とH30年から5件増加しています。

また、R2年1月から3月の事故件数は10件と、昨年の同時期に対し、7件増加し、特に公衆災害が6件増加しています。



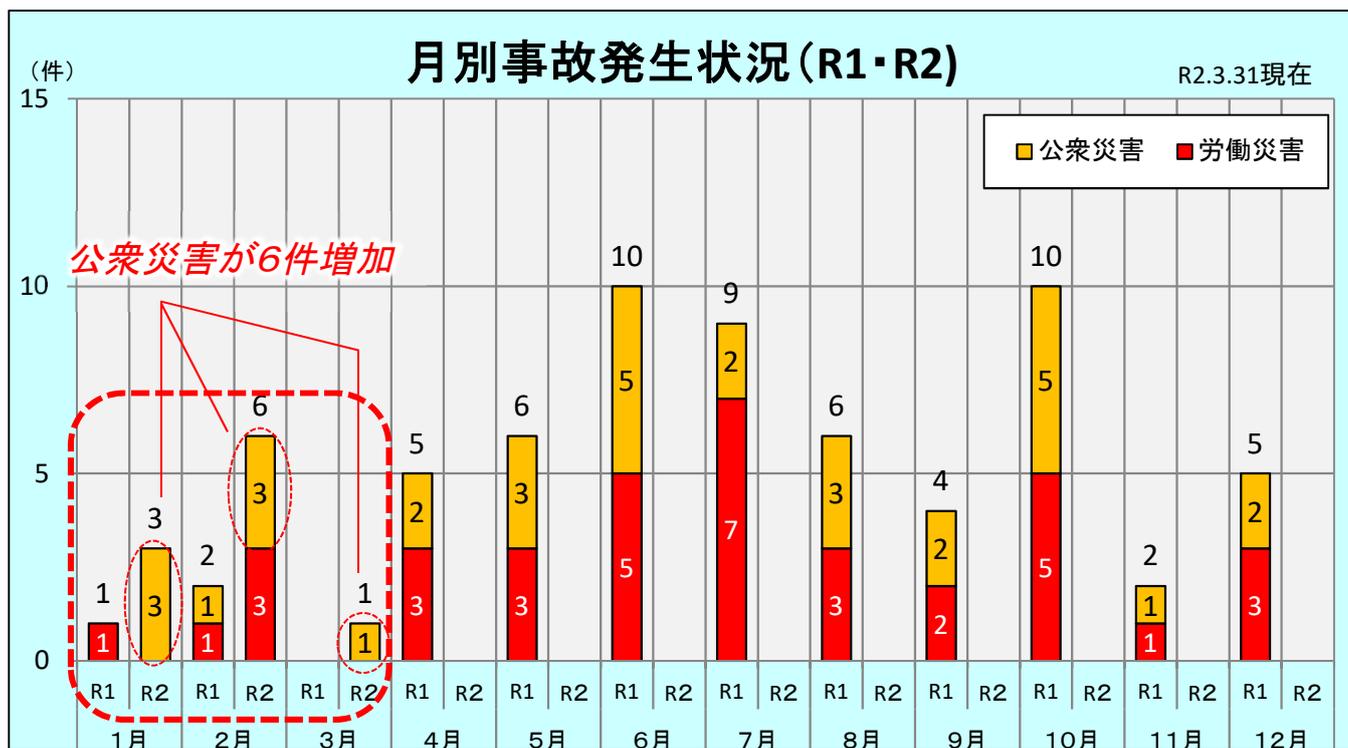
2) 四半期別の事故発生件数

四半期別事故発生件数を比較すると、R2年1月～3月では10件発生し、昨年から7件増加しています。



3) 月別の事故発生件数

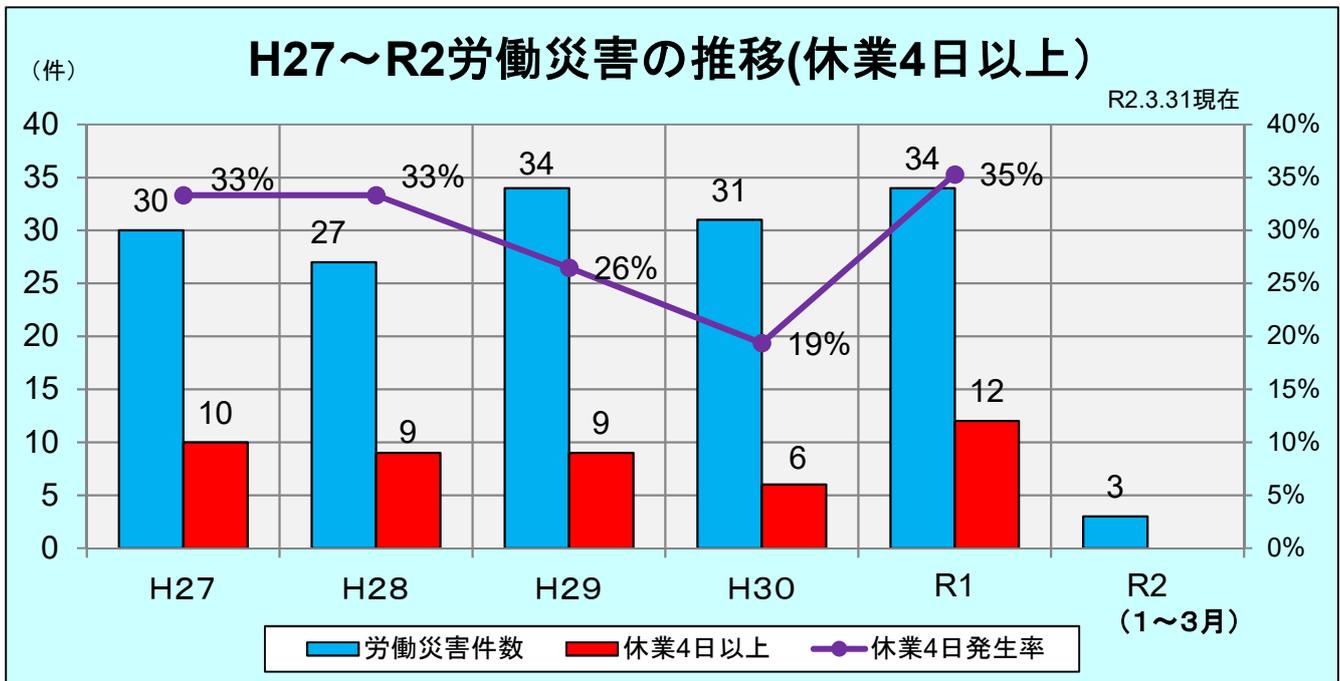
月別事故発生件数を昨年と比較すると、R2年1～3月はいずれも昨年より増加しており、特に公衆災害が6件増加しています。



2. 労働災害の発生状況

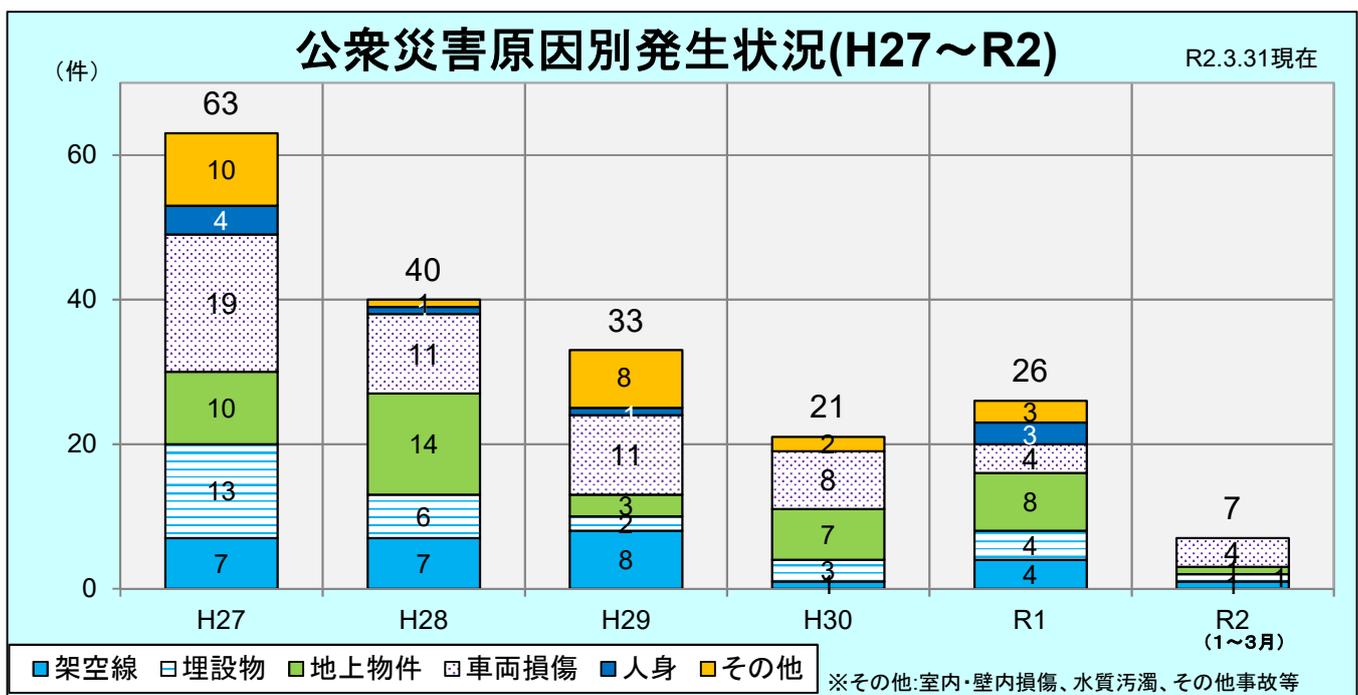
1) 休業4日以上事故発生状況

R2年1～3月までの労働災害は3件発生し、休業4日以上事故は0件となっています。



3. 公衆災害の原因別発生状況

R2年1月～3月までの公衆災害の事故発生原因では、この期間としては、車両損傷が最も多く発生しています。



建設現場における新型コロナウイルス感染拡大防止のために 「三つの密」の回避に向けた取り組みと確認をお願いします!

新型コロナウイルス感染症拡大防止については、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行などが重要です。

これに加え、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」(密閉・密集・密接)を回避することが重要です。

建設現場で実践されている「三つの密」の回避等に向けた様々な取組・工夫について以下のとおり、とりまとめられましたので各現場において周知徹底または確認をお願いします。

なお、施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む。)及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに連絡とれるよう、再度、連絡体制の確認をお願いします。

引き続き、建設現場のすべての作業従事者の健康管理に留意していただきますようお願いいたします。

●新型コロナウイルス感染症対策(内閣官房HP): <https://corona.go.jp/prevention>

●新型コロナウイルス感染症対策(国土交通省) https://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08_hy_000025.html

関連通知:「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(R2.4.20)

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)

朝礼・KY活動における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保(2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィカメラによる体温計測



現場

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催



事務所

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けて利用する、対面とにならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



次亜塩素酸水対応の加湿器等を設置

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化（時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など）
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等） 等



休憩室の窓の常時開放

時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行（室内作業や型枠組立、内装工事など）
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行（現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等）
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底（ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等） 等



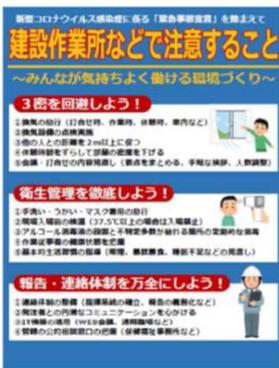
ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

- 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告



(((感染症防止5)))

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろろ 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れず！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！



【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保



施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用



昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



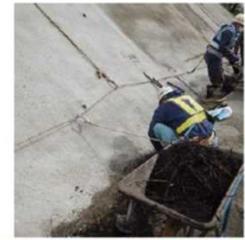
現場移動では同乗を避けて個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時にもなるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



作業時のマスク着用



携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況



作業場所での手洗い励行



テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

建設工事事故データベース(SAS)の登録を忘れずに

- ・建設工事事故データベース(SAS)への登録をお願いいたします。
- ・建設工事事故データベース(SAS)は、地方整備局・都道府県・政令指定都市・機構等が発注する公共工事で発生した一定規模以上の事故の事故報告データの集合体です。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しています。
- ・**休業4日以上**の**建設工事事故**について、受注者・発注者は必ずインターネットを利用して登録(入力)してください。

ホームページ: <https://sas.hrr.mlit.go.jp/>



- ・対象工事は、以下の通りです。
- ・登録の際は、主任監督員・受注者への事故番号、パスワードを主任監督員宛てに検査係より通知します。
- ・登録に関する詳細については、ホームページ内の「SASのガイドライン」を参照して下さい。
- ・登録する対象工事

※ 工事区域: 工事作業現場内及び隣接区域

事故の分類	事故の定義
労働災害	工事区域において工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工事製品輸送作業が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。
もらい事故	工事区域において当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。
負傷公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。
物損公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。

【問い合わせ先】 北陸地方整備局 企画部 技術検査官 山崎

TEL 025-370-6702 FAX 025-280-8861